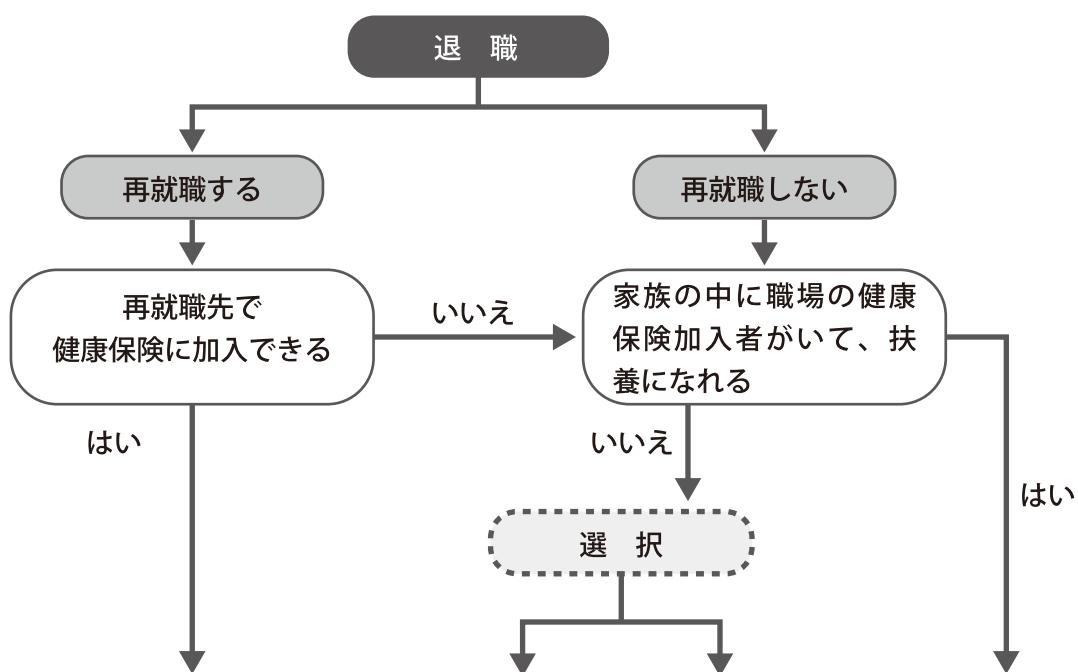




退職した場合の健康保険は？

退職などにより職場の健康保険の資格がなくなつた場合、状況に応じていずれかの制度へ加入することになります。



加入する保険	再就職先の健康保険	任意継続制度	国民健康保険	家族の扶養
手続き先	再就職先の職場	在職中に加入していた健康保険	市役所窓口	家族の職場

任意継続制度と国民健康保険のどちらかを選択できます

職場の健康保険によつては、退職後も在職中と同様に職場の健康保険に加入できる「任意継続制度」があります。

国民健康保険の保険税額は、国民健康保険に加入する方の前年の所得と国民健康保険加入者の人数（扶養という制度がないため、年齢や収入の有無にかかわらず保険税がかかります）を基に算定されます。

状況によつては任意継続制度の保険料のほうが低額となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

非自発的失業者の国民健康保険税軽減措置制度があります

倒産・解雇・雇止めなどの事業主の都合による退職の場合、国民健康保険税が軽減されます。該当になる方は申請が必要です。
申請方法など詳しくは、お問い合わせください。



4月から入院時の食事代が変更になります

入院をしたときには診療や薬にかかる費用とは別に、入院時の食事代として標準負担額を患者さん本人が負担し、残りは健康保険が負担しています。

4月から住民税課税世帯の方の入院時食事代の標準負担額（1食あたり）が360円から460円に変更します。

住民税非課税世帯の方で標準負担額減額になるためには、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。加入している健保険へ申請をお願いします。